

職保発 0328 第 1 号
平成 23 年 3 月 28 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」
の取扱いについて

「激甚災害法の雇用保険の特例措置」について、福島原子力発電所の影響により、避難指示地域及び屋内退避指示地域にある事業所が事業を休業するに至り、その労働者が、就労することができず、賃金を受け取ることができない場合には、この特例措置の対象となるものであること。

このため、各都道府県労働局においては、福島原子力発電所の避難指示地域及び屋内退避指示地域の事業主及び被災者等に対して、この特例措置に関する周知や相談等をはじめとして適切な支援を実施していただくよう、よろしくお願いする。